

令和 8 年 4 月 21 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気冷温風機（加湿機能付）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
（うちガストーチ 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4 件
（うち電動アシスト自転車 1 件、電子レンジ 1 件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式） 1 件、
電気冷温風機（加湿機能付） 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件
（うちヘアアイロン（充電式） 1 件、電気シェーバー 1 件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式） 1 件、自転車 2 件、
携帯電話機（スマートフォン） 1 件、電気ケトル 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202200389、A202200803、A202401039 を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

万方商事株式会社が輸入した電気冷温風機（加湿機能付）について (管理番号：A202600051)

①事故事象について

万方商事株式会社（法人番号：3290001055004）が輸入した電気冷温風機（加湿機能付）及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在調査中です。

②当該製品のリコール（回収・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、何らかの原因により、ショートする可能性があることから、2026 年（令和 8 年）2 月 24 日に購入者への個別連絡（電話・メール）等を行い、対象製品について回収・返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202600051）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③商品名、JAN コード、型番、販売期間及び対象台数

商品名	JAN コード	型番	販売期間	対象台数
加湿機能付き温 冷扇風機	4570069747049	oem066	2025 年 12 月 3 日 ～ 2026 年 2 月 10 日	6,351

2026 年（令和 8 年）2 月 24 日からリコール（回収・返金）を実施
回収率：85.2%（2026 年 4 月 17 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2025 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	0	—
2025年度	1	火災

※当該事故（管理番号：A202600051）は含まない

＜対象製品の外観＞

【正面】



【背面】



＜確認方法＞



シール貼付部



型番 : oem066

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う（回収・返金）を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

万方商事株式会社 お問い合わせ窓口

電話 番 号 : 080-7339-4743

受 付 時 間 : 月曜日～金曜日 10 : 00～17 : 00

(13 : 00～14 : 00、土・日・祝日を除く)

E - m a i l : shop@yokaro.shop

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600047	令和8年4月9日	令和8年4月16日	ガストーチ	BT-20Si	榮製機株式会社	火災	当該製品を使用後、当該製品を軽トラックの荷台に置いていたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品の周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200389	令和4年8月9日	令和4年8月22日	電動アシスト自転車	BE-ENH673	パナソニック サイクルテック株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品に取り付けられていたバッテリーは、防滴用のインナーバッグ内部に含まれる水蒸気がリチウムイオン電池セル付近で抜けにくい構造となっていたため、水蒸気が電池セル表面で結露して外装缶カシメ部から電池セル内に浸入し、電池セルの内容物と反応して内部短絡に至り出火したものと推定される。	愛知県	令和4年8月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200803	令和4年12月4日	令和5年1月11日	電子レンジ	NE-M264	パナソニック株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、インバーター基板上の高圧コンデンサーが異常発熱して焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	愛知県	令和5年1月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202401039	令和6年12月26日	令和7年1月20日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	NP-45MD6S	パナソニック株式会社	火災	当該製品を使用中、発煙がしたため確認すると、当該製品の庫内を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、食品かすなどが十分に分解、洗浄されない状態で使用され続けたため、ヒーターカバー内側に堆積、固着した残さいや油脂分が乾燥運転時に過熱され焼損したものと推定されるが、食品の残さいや油脂の堆積に関する注意表示が不十分であったことも事故発生に影響したものと考えられる。	千葉県	令和7年1月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202600051	令和8年4月5日	令和8年4月17日	電気冷温風機(加湿機能付)	oem066	万方商事株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和8年2月24日からリコールを実施(特記事項を参照)回収率:85.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600044	令和8年4月6日	令和8年4月16日	ヘアアイロン(充電式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	香川県	
A202600045	令和8年 ※不明	令和8年4月16日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品及びUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月6日
A202600046	令和8年4月3日	令和8年4月16日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600048	令和8年3月18日	令和8年4月17日	自転車	重傷1名	子供(10歳)が当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月9日
A202600049	令和8年4月6日	令和8年4月17日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、後輪が脱落し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600050	令和8年3月12日	令和8年4月17日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	山林火災が発生し、現場に当該製品があった。出火元を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月8日
A202600052	令和7年7月2日	令和8年4月17日	電気ケトル	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	島根県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月26日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし